

# 舟形町防犯対策設備等購入費補助事業の概要

## ●事業概要

町内における犯罪の発生を抑止し、特殊詐欺及び悪質な勧誘販売による消費者被害等の未然防止や子どもの安全確保を図ることを目的として、防犯対策機器を購入する費用に対し、予算の範囲内で補助します。

## ●事業内容

### 1. 補助対象となる防犯機器等

#### ①補助対象となる機器

- ・家庭用防犯カメラ
- ・家庭用インターホン
- ・子ども用GPS端末
- ・迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器

#### ②補助対象となる経費

防犯機器等の購入に要する費用

※ 防犯機器の設置に要する費用、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は対象外となります。

※補助の対象となる防犯機器等は、未使用のもので、1世帯につき各機器1台に限ります

### 2. 補助金の額

上限10,000円  
(防犯機器等の購入費用の3/4の額、1,000円未満切り捨て)

### 3. 補助対象となる方

#### 町内に住所を有し、次の条件を満たす方

- ※対象機器を本町内において適切に設置・設定し、それを町から確認することに同意した方であること
- ※機器の設置後に生じた機器による損害について、町が一切の責任を負わないことについて了承した方であること
- ※町税及び上下水道料金を滞納していないこと。

### 4. 補助金が交付される期限

令和11年3月31日まで

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

舟形町役場 住民税務課 生活安全係  
電話 32-0211 (直通)